資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千八百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十五年八月一日であり、株主総会の決議は、平成二十五年六月二十七日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年六月二十八日

掲載頁　一〇三頁（号外第一四一号）

平成二十五年六月十八日

兵庫県尼崎市杭瀬南新町三丁目二番一号

西日本ファクトリーサービス株式会社

代表取締役　天川　文仁

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.chuokai.or.jp/bs/info.aspx?id=147

平成二十五年六月十八日

広島市中区国泰寺町一丁目六番三四号

ひろしま西風新都株式会社

代表取締役　西岡　誠治

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年六月十八日

静岡県熱海市春日町一六番五三号

熱海瓦斯企業株式会社

代表取締役　飯島　信幸

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年七月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年六月十八日

名古屋市北区大杉一丁目四番一四号

株式会社カケン

代表取締役　石原　彰久

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年七月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年六月十八日

沖縄県浦添市大平二丁目二〇番一号

株式会社ナイソ

代表取締役　運道　武晴

株式交換につき通知公告

当社は、株式会社中山製鋼所（住所大阪市大正区船町一丁目一番六六号）を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十五年七月九日です。

平成二十五年六月十八日

大阪市西区新町四丁目一九番九号

三星海運株式会社

代表取締役　針原　保典

株式交換につき通知公告

当社は、株式会社中山製鋼所（住所大阪市大正区船町一丁目一番六六号）を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十五年七月九日です。

平成二十五年六月十八日

大阪市西区南堀江一丁目一二番一九号

中山通商株式会社

代表取締役　徳山　寛

株式交換につき通知公告

当社は、株式会社中山製鋼所（住所大阪市大正区船町一丁目一番六六号）を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十五年七月九日です。

平成二十五年六月十八日

大阪市西区川口三丁目一番二〇号

三星商事株式会社

代表取締役　前川　宗里

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき定時株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年七月十九日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年六月十八日

大分県日田市隈二丁目三番一七号

イサゴタクシー株式会社

代表取締役　河津　武彦

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社マリオンと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年八月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年六月十八日

東京都新宿区富久町九番一一号

株式会社ＭＵＬＬＩＯＮ　ＴＲＵＳＴ

代表取締役　福田　敬司

合併につき株券等提出公告

当社は、伸光建設株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年八月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年六月十八日

愛知県豊橋市下地町字北村四四番地六

株式会社シンケン

代表取締役　小林　始

限定承認公告

本籍石川県金沢市本多町一丁目六六番地、最後の住所石川県金沢市寺地二丁目一八番三号

被相続人　亡　中村　旭

右被相続人は平成二十五年五月十七日死亡し、その相続人は平成二十五年六月十日金沢家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十八日

石川県金沢市寺地二丁目一八番三号

相続財産管理人　中村寿美恵

取消公告

平成二十五年六月七日（号外第一一八号）掲載の第二十二期決算公告（枠組）は取り消します。

平成二十五年六月十八日

熊本県菊池郡大津町大字杉水三三三八番地一

株式会社ベストロジ熊本

取締役　服部　富夫

正　誤

平成二十五年四月十日総務省・農林水産省・国土交通省告示第一号（半島振興対策実施地域における産業の振興に資する計画の基準を総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が定める件）

（原稿誤り）

二ページ四段三行目から四行目及び一三行目から一四行目「第六条の三第十二項第一号及び第二十八条の九第十三項第一号」は「第六条の三第十二項及び第二十八条の九第十三項」の誤り。

同ページ同段四行目から五行目「同号に定める」は「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第三項の表の第一号の上欄及び第四十五条第二項の表の第一号の上欄に規定する指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る基準として」の誤り。

同日総務省・農林水産省・国土交通省告示第二号（離島振興対策実施地域及び奄美群島における産業の振興に資する計画の基準を総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が定める件）

（原稿誤り）

二ページ四段終りから九行目から八行目及び三ページ一段二行目から三行目「第六条の三第十二項第二号及び第二十八条の九第十三項第二号」は「第六条の三第十二項及び第二十八条の九第十三項」の誤り。

同ページ同段終りから八行目から七行目「同号に定める」は「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第三項の表の第二号の上欄及び第四十五条第二項の表の第二号の上欄に規定する指定された地区又は第十二条第三項の表の第二号の上欄及び第四十五条第二項の表の第二号の上欄に規定する区域内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る基準として」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月十八日付第一二七号

二八ページ●同日付政府調達第一一二号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）